

登録証

登録番号 : JQLAB-1003
登録日 : 2009年3月6日
JQAファイリング番号 : 226-240013
発行日 : 2024年10月4日

貴試験所は、「JQA総合製品安全認証制度（S-JQAマーク認証制度）」に基づく登録ラボとして要求事項を満たしていることを証します。

記

申込者（社）名：一般社団法人KEC関西電子工業振興センター

住所：京都府相楽郡精華町光台三丁目2番地2

ラボ登録（社）名：一般社団法人KEC関西電子工業振興センター 試験事業部

住所：京都府相楽郡精華町光台三丁目2番地2

製品カテゴリー：7類；電動力応用機器類
8類；電熱応用機器類
11類；電子応用機器類

品目カテゴリー名：7-05；扇風機／換気扇
8-05；理髪関係機器（ヘアドライヤー等）
11-01；音響機器
11-02；ビデオ機器

対象規格：「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」
別表第八及び別表十二、J55032(H29)
(詳細は別紙登録証付属書による)

主任試験員：中山 太介／今井 利雄／乗本 直樹

一般財団法人 日本品質保証機構
東京都八王子市南大沢四丁目4番地4
総合製品安全部門

部門長 平岩 貞浩



登録証付属書

JQAファイリング番号 : 226-240013

発行日 : 2024年10月4日

「JQA総合製品安全認証制度（S-JQAマーク認証制度）」に基づくラボ登録に係わる登録証の付帯事項を下記に定めます。

記

登録番号 : JQLAB-1003

ラボ登録者（社）名 : 一般社団法人KEC関西電子工業振興センター 試験事業部

製品カテゴリー名 : 7類 ; 電動応用機器類

8類 ; 電熱応用機器類

11類 ; 電子応用機器類

対象規格 : 1. 「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」別表第八
共通の事項

(1) 材料

(ただし、へ 耐食性試験を除く。)

(2) 構造

(ただし、ト(ロ)b アーク試験、チ 鉛筆引つかき試験、
ヨ 水を使用するもの及び屋外用のもの、ユ 燃焼試験
及び モ(ニ) 接続器の開閉試験を除く。)

(3) 部品及び附属品

(ただし、ホ 自動温度調節機の開閉試験、
へ 自動スイッチの開閉試験、
ト 電動機操作用スイッチの開閉試験、
チ 点滅器、リ 開閉器、ヌ 接続器 及び
レ 印刷回路用積層板の難燃性を除く。)

(4) 消費電力等の許容差

(6) 電圧変動による運転性能

(7) 二重絶縁構造

(8) 始動特性

(9) 漏えい電流測定

(12) 表示

個別の事項

(16) 電気髪ごて

(41) 扇風機、換気扇、サーキュレーター及び送風機
(ただし、イ(ト) 電気機器用コンデンサー
c 及び d を除く。)

(94) テレビジョン受信機

(ただし、イ 材料、ロ(イ) b 静電容量測定 及び
ロ(ロ) スイッチの開閉試験を除く。)

(94の4) その他の音響機器

(ただし、イ(ハ) スイッチの開閉試験を除く。)

2. 「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈」別表十二、
J55032(H29)

以下余白